

# 紹介状をお持ちでない 初診の患者さんへ

当院では、令和2年5月1日より初診の患者さんで他の医院等からの紹介状が無い場合、

初診料：2,290円→5,500円（消費税込み）に負担額が変更となります。ご理解・ご協力をお願いします。

※ 紹介状とは・・・他の病院・診療所の医師からの文書（診療情報提供書）による紹介をいいます。

したがって、住民検診や人間ドック等による市町村長や検診センター長など団体からの依頼や検診結果などは該当しません。

以前に当院を受診されておられましても、病気が初診にあたる場合はその都度、適用されます。この制度は、健康保険法に基づくもので、加算料金は200床以上の病院ごとに定めることとされております。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

院長